

第8回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年1月22日(月) 午後4時から午後5時15分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (14名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子
	4番	君島道夫	5番	石塚英好
	6番	阿久津正一	7番	山口榮一
	8番	佐藤喜久男	9番	平久井順一
	10番	大森克則	11番	渡邊幸史
	12番	町野位夫	13番	齋藤典子
	14番	渡邊浩正		

4 欠席委員 3番 福田英一

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (5) 非農地証明願いに係る処分決定について
- (6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
- (7) 農地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	村上 治良
副主幹	高塩 康幸
主事	湯田 美貴

8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦勞さまです。3番福田委員から欠席届が提出されておりますので、本総会の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

それでは、ただいまから第8回矢板市農業委員会総会を開催します。

議 長

(八木澤会長)

これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。

会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)

議 長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。

それでは、2番鈴木委員、9番平久井委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、2番鈴木委員、9番平久井委員を議事録署名委員といたします。

続いて、付議事件(2) 議案第1号から第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に、本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班第3班、班長10番大森委員にお願いします。

10番大森委員

10番の大森です。本日午前10時00分から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法第3条を4件、農地法第4条を1件、農地法第5条を1件、非農地証明願いを1件、計7件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告します。何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしく願いいたします。

議 長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、1番渡邊好雄委員にお願いします。

1番渡邊好雄委員

1番の渡邊です。現地案内図の1ページをご覧下さい。

【申請地の位置を説明】

兄弟間の贈与で譲受人は農家の方ですので、何ら問題ないと見て参りました。ご審議をお願いします。

議 長

次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、10番大森委員にお願いします。

10番大森委員

10番の大森です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請人の息子さんが以前から耕作しておりました。また、調停協議の結果、当該地の所有権を本人が得たということで何ら問題ないと見て参りました。ご審議をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第1号から第2号について、質疑意見等を求めます。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件(2) 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

ここで農業委員会等に関する法律第31条第1項により、4番君島委員の退室を求めます。

(4番 君島委員 退室)

議 長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、11番渡邊幸史委員にお願いします。

11番渡邊幸史委員

11番渡邊です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

皆さんご存じの通り君島委員は大きく農業を行っている方ですのでなんら問題ないと見て参りました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第3号について、質疑意見等を求めます。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第3号が終了しましたので、4番君島委員の入室を求めます。

(4 番 君 島 委 員 入 室)

議 長

続いて、付議事件(2) 議案第4号 農地法第3条 第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、10番 大森委員にお願いします。

10番大森委員

10番の大森です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

親子間の贈与ですので、何ら問題ないと見て参りました。ご審議をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは、議案第4号について、質疑・意見等を求めます。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件(3) 議案第5号 農地法第4条 第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、11番 渡邊幸史委員にお願いします。

11番渡邊幸史委員

11番の渡邊です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

自然農法で農家住宅や農業用倉庫を作りたいと言うことで、最終的に

は農家みたいなことをして下さるということです。
現況は、葦が生えていたのを綺麗にして下さっています。
あちこちで勉強会をしていた方が平野地区に入って下さった訳なので、
やむを得ないと見て参りました。皆様のご審議をお願いします。

議 長 現地調査の報告が終わりました。
ここで事務局より補足をお願いします。

事務局 申請人は、一昨年、石井畜産が持っていた土地を買って、通いですが毎週土日、東京からきて作業をしています。
先ほど渡邊委員からも説明がありましたように、この土地は手つかずでひどい状況でした。
今は排除して下さって農業をやっているような状況になっています。
ただ作るだけでなく、今後は加工、貯蔵するための倉庫が必要、泊まりでやるためちょっとした宿泊できる施設を作りたいということで、申請に至っています。

議 長 それでは、議案第5号について、質疑・意見等を求めます。
原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

14番渡邊祐正委員 この方は、塩谷町の農業委員会長に教わっていた方ですか。

事務局 そうです。

8番佐藤委員 東西南北が畑となっていますが、本人の土地ですか。

事務局 隣接は全部そうです。

8番佐藤委員 分かる範囲で、何をやりたいか決まっているんですか。

事務局 作物の種類は多岐に渡っています。

2番鈴木委員 今現在、果樹は何か植えてあるのですか。

事務局 夏は色々やってましたが、現在は白菜が植わっている程度です。

5番石塚委員 民泊みたいなことをしたいということですが、建築確認はされていますか。

事務局 東側の道路が改良されて4メートル道路になっていますので、普通に車が通れます。建築確認はこちらからとれば大丈夫です。

1番渡邊好輝委員 東京から通っているということですが、年齢はどのくらいの方ですか。

事務局 40半ばです。定年後は移住したいとのこと。

議 長 他にございませんか。

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

議 長 続いて、付議事件（４） 議案第６号 農地法第５条 第１項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長 （ 議案書により事務局説明 ）

議 長 事務局の説明が終わりました。
次に議案第６号の現地調査の詳細な報告を、１番 渡邊好雄委員に
お願いします。

1番渡邊好雄委員 1番の渡邊です。現地案内図の６ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は役所から300メートル以内ということで、3種農地です。
また、農振農用地からの除外地となっておりますので、申請を受けたら
原則的には許可を出さないといけないということです。譲受人は木幡
に出来た案件と同じ業者ですので、こういう案件ですのでやむを得ない
と見て参りました。皆様のご審議をお願いします。

議 長 現地調査の報告が終わりました。
それでは、議案第６号について、質疑・意見等を求めます。

8番佐藤委員 キャピタルとありますがリース会社ですか。

事務局 そうです。この会社が薬のアオキに対して貸し付けます。
木幡も同じ案件です。

議 長 他にございませんか。
原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件（５） 議案第７号 非農地証明願いに係る処分
決定について議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長 （ 議案書により事務局説明 ）

議 長 事務局の説明が終わりました。
次に議案第７号の現地調査の詳細な報告を、10番 大森委員にお
願います。

10番の大森です。現地案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

当該地はなぜかこういう形で残ってしまっていますが、今は舗装されて長年現状のままになっておりますのでやむを得ないと見て参りました。皆様のご審議をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは、議案第7号について、質疑・意見等を求めます。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件(6) 議案第8号から第33号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第8号から第33号について、質疑・意見等を求めます。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件(6) 議案第34号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、8番佐藤委員の退室を求めます。

(8番 佐藤 委員 退室)

議 長

事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第34号について、質疑意見等を求めます。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第34号が終了しましたので、8番 佐藤 委員の入室を求めます。

(8番 佐藤 委員 入室)

議 長

続いて、付議事件(6) 議案第35号から第54号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第35号から第54号について、質疑・意見等を求めます。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件(6) 議案第55号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、12番 町野委員の退室を求めます。

(12番 町野 委員 退室)

議 長

事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第55号について、質疑意見等を求めます。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第55号が終了しましたので、12番町野委員の入室を求めます。

(12番 町野 委員 入室)

議 長

続いて、付議事件(5) 議案第56号から第165号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第56号から第165号について、質疑・意見等を求めます。
原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め原案のとおり決定いたします。
続いて、付議事件(6) 議案第166号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第166号について、質疑意見等を求めます。
原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
続いて、付議事件(7) 議案第167号から第171号 農地利用配分計画(案)に係る意見聴取について議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第167号から第171号について、質疑意見等を求めます。
原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
続いて、付議事件(7) 議案第172号 農地利用配分計画(案)に係る意見聴取について議題に供します。
ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、4番 君島 委員の退室を求めます。

(4番 君島 委員 退室)

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第172号について、質疑意見等を求めます。
原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
議案第172号が終了しましたので、4番 君島 委員の入室を求め
ます。

(4番 君島 委員 入室)

議 長 続いて、付議事件(7) 議案第173号 農地利用配分計画(案)
に係る意見聴取について議題に供します。
ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、10番
大森 委員の退室を求めます。

(10番 大森 委員 退室)

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第173号について、質疑意見等を求めます。
原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
議案第173号が終了しましたので、10番 大森 委員の入室を求
めます。

(10番 大森 委員 入室)

議 長 続いて、付議事件(7) 議案第174号 農地利用配分計画(案)
に係る意見聴取について議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第174号について、質疑意見等を求めます。
原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件(7) 議案第175号 農地利用配分計画(案)
に係る意見聴取について議題に供します。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、8番佐藤
委員の退室を求めます。

(8番 佐藤 委員 退室)

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第175号について、質疑意見等を求めます。
原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
議案第175号が終了しましたので、8番 佐藤 委員の入室を求め
ます。

(8番 佐藤 委員 入室)

議 長 続いて、付議事件(7) 議案第176号 農地利用配分計画(案)
に係る意見聴取について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第176号について、質疑意見等を求めます。
原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件（7） 議案第177号 農地利用配分計画（案）に係る意見聴取について議題に供します。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、「農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」こととなっておりますので、私は退室することとなります。

つきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」こととなっておりますので、職務代理者に議長代理をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

議長 異議なしとの声がありましたので、職務代理者は議長席をお願いいたします。

（ 14番 渡邊 浩正 委員 議長席に着席 ）

14番渡邊浩正委員 議長を交替いたしましたので、議事を進めてまいります。事務局の説明を求めます。

事務局長 （ 議案書により事務局説明 ）

14番渡邊浩正委員 事務局の説明が終わりました。それでは議案第177号について、質疑意見等を求めます。原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

（ 異議なしの声あり ）

14番渡邊浩正委員 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。議案第177号が終了しましたので、八木澤会長の入室を求めます。

（ 15番 八木澤 委員 入室 ）

議長 議長を交替いたしました。以上で、本日の審議事項を終了することができました。その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 ・UQコミュニケーションズ（株）の事業計画について
・平成30年度農作業標準賃金料金表について
・農業委員会だよりの発行について

議長 ただいまの事務局説明について、質問があれば挙手願います。

(質問、意見なし)

それでは以上を持ちまして、第8回農業委員会総会を閉会いたします。
皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長 八木澤 寛夫

議事録署名委員 平久申 順一

議事録署名委員 鈴木 英子